

計画策定年度	平成22年度
計画改定年度	平成25年度 平成28年度 令和元年度
計画変更年度	令和2年度
計画主体	魚沼市

魚沼市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	魚沼市産業経済部農政課
所在地	魚沼市小出島910番地
電話番号	025-793-7647
FAX番号	025-793-1016
メールアドレス	nousei@city.uonuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【鳥類】カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ 【獣類】ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、ニホンカモシカ、ニホンジカ
計画期間	令和元年度～令和3年度
対象地域	新潟県魚沼市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

魚沼市鳥獣被害対策実施隊を設置し、関係機関と連携しながら有害鳥獣による農作物への被害防止対策を行うとともに、年間計画に基づいて、カラス、ツキノワグマ等の予察、駆除を実施したが、依然として鳥類はカラス、カワウ、アオサギ、獣類はニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、ニホンカモシカ、ニホンジカなどによる水稲、野菜（イモ類、スイカ、トウモロコシ、カボチャほか）、果樹（柿、クルミほか）、魚類（アユ、錦鯉ほか）の被害が発生しているのが現状である。

鳥獣の種類	被害の現状（平成30年度）		
	品目	被害面積（a）	被害数値（千円）
カラス	水稲、野菜（スイカほか）	127.0	2,191
カワウ	内水面放流魚等（アユ、ウグイほか）	不明（河川、湖沼）	14,500
	錦鯉	21.0	1,650
アオサギ	内水面放流魚等（ウグイ、ガジほか）錦鯉	不明（河川、湖沼） 2	6,000 112
ゴイサギ	魚類（アユ、錦鯉ほか）	—	—
ダイサギ	魚類（アユ、錦鯉ほか）	—	—
ニホンザル	野菜（豆類、イモ類ほか）	14.8	193
イノシシ	水稲	10.5	60
ツキノワグマ	野菜、果樹（柿ほか）、飼料作物	372.2	1,645
ノウサギ	野菜（枝豆ほか）	5.3	102
タヌキ	野菜（イモ類ほか）	55.6	702
ハクビシン	野菜（スイカほか）	25.2	1,126
ニホンカモシカ	水稲	19.5	244
ニホンジカ	ソバ、野菜（大根ほか）	80.0	195

※ カラスによる農作物被害は、スイカの特産地である「八色原地区」をはじめ市内全域で発生しており、苗の踏みつけによる水稲被害も報告されている。

※ カワウ、アオサギによる稚魚の捕食が発生している。

※ ダイサギは目撃情報が増えており、今後注視していくべき対象鳥獣である。

※ ニホンザルによる農作物被害は、板木、干溝、折立、大湯、葎沢及び宇津野地区で被害が報告されている。

※ イノシシの目撃情報及び稲の倒伏等の農作物被害が報告されている。

※ ツキノワグマの出没は、例年発生しており、農作物被害は果実（柿、クルミ、梨、栗）を中心に捕食が発生している。近年では、飼料用トウモロコシ畑における食害が増加して

- おり、農作物のみならず、生産者への人的被害も懸念されている。里山への出没は奥山のブナ、コナラの豊凶により変化することから、凶作の年は出没に対する注意が必要である。
- ※ ノウサギによる農作物被害は、キャベツ、枝豆、ラッカセイの食害が発生している。林業被害は、エンジュ樹皮の剥ぎ取りが発生している。
 - ※ タヌキ、ハクビシンによる農作物被害については、トウモロコシ、トマトの捕食が増加している。八色すいかの生産地においてはタヌキ、ハクビシンによるとみられるスイカの食害が増加している。
 - ※ ニホンジカによるとみられるソバ、野菜（大根ほか）の被害報告が増加している。

(2) 被害の傾向

《カラス》

雑食で市内に広く生息している。5月頃は水稻の苗の踏みつけ被害があり、夏から秋にかけては八色すいかほか野菜の食害がある。

《カワウ》

放流魚や淡水魚、錦鯉の稚魚などの食害がある。猟銃による捕獲を実施しているが、飛行能力が高いため個体数を大幅に減少させることが困難な状況もあり、広域的な取組が求められている。

《アオサギ》

カワウ同様に淡水魚、錦鯉の稚魚などの食害がある。また、水田のオタマジャクシ等を捕食する際に苗を倒伏させてしまう。

《ゴイサギ、ダイサギ》

目撃情報が増えていることから、被害が増えるものと推測される。

《ニホンザル》

板木、干溝地区では平成23年8月以降、毎年6月から9月にかけて野菜、イモ類、豆類等の被害が相次いで発生している状況。また湯之谷地域においてもサルによる農作物被害が報告されている。山の堅果等の実り具合に左右され、平成30年は平成29年と比較して被害金額は減少したが、近年被害は増加傾向にある。

《イノシシ》

平成27年度に入広瀬地区で目撃されてから、毎年数件の目撃情報が報告されており、近年は生息数の増加及び生息域の拡大がみられ、広範囲での農作物被害等が発生している。稲の倒伏被害、田畑の掘り起こしによる農地被害が多く、繁殖力が強いいため、今後、更なる生息域の拡大、生息数増加による被害の拡大が懸念される。

《ツキノワグマ》

平成28、29、30年度は市内全地域で出没が確認されており、農作物被害も報告されている。最近ではツキノワグマによる飼料用トウモロコシの食害が増加しており、市街地への出没もあることから人的被害の発生が懸念されている。

《ノウサギ》

平成26、27、29、30年度の被害調査で農作物被害が報告されている。春先にエンジュの樹皮が剥ぎとられる等の被害がある。

《タヌキ》

豆類、イモ類及び野菜の食害がある。

《ハクビシン》

過去に民家侵入による糞尿被害があるほか、果実やトウモロコシ等の野菜全般に食害がある。近年ではハクビシンによるとみられるスイカの食害が増加している。

《ニホンカモシカ》

圃場で水稻の倒伏被害がある。また露地切花の蕾、球根の食害がある。

《ニホンジカ》

鷹の巣地区のソバ畑において4、5年前からニホンジカによる農作物被害が多く報告されており、ソバの他にも野菜全般の農作物に被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害面積 (a)		被害金額 (千円)	
	現状値 平成30年度	目標値 令和3年度	現状値 平成30年度	目標値 令和3年度
カラス	127	101.6	2,191	1752.8
カワウ	21.0	16.8	16,150	11,600
アオサギ	2.0	1.6	6,112	4,890
ゴイサギ	—	—	—	—
ダイサギ	—	—	—	—
ニホンザル	14.8	10.36	193	135.1
イノシシ	10.5	9.5	60	54
ツキノワグマ	372.2	260.5	1,645	1151.5
ノウサギ	5.3	4.77	102	91.8
タヌキ	55.6	50.0	702	631.8
ハクビシン	25.2	17.6	1,126	778.2
ニホンカモシカ	19.5	—	244	—
ニホンジカ	80.0	56.0	195	136.5

※ カワウ、アオサギの河川、湖沼における被害面積については不明のため未算入。

※ 銃器によるカラス等鳥類の市内一斉駆除や、銃器やはこわな等の捕獲機材による各地域合同の獣類捕獲、電気柵等の導入を進める。令和3年までの目標値は以下のとおり。

【鳥類】

被害面積、被害金額ともに2割減少を目標とする。

【ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ】

電気柵の設置や捕獲の強化など被害防止対策を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに3割減少を目標とする。

【その他】

地域によって被害状況が異なるため、被害面積、被害金額ともに1割減少を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 実施隊の銃器による駆除、追払い(農林水産業者からの捕獲申請により各地区で捕獲を実施) 捕獲機材(はこわな等)の確保及び設置 平成28、29年度に板木、干溝地区、30年度に湯之谷地区にサルに発信器を装着するためのはこなわを設置 残雪期のクマ予察捕獲 実施隊員による巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回、捕獲に要する経費の負担 捕獲機材(はこわな等)の有効な活用 捕獲要員の確保、育成、体制整備 テレメトリー調査を行う際の、発信器装着用のオトナのメスザルの捕獲 関係機関及び近隣市町村との情報共有や生息数及び行動域のより正確な把握 猟友会員の高齢化
電気柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度、ニホンザルの追払い用として板木地区に電気柵を設置(5か所計L=660m設置) 農家による追払い 放任野菜、誘引果樹の除去等に 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の有効な活用 追払いや放任野菜、誘引果樹の除去等に関する継続的な啓発の実施 実施隊員見回り時の安全対策

	関する啓発活動 ・忌避剤による追払い	
--	-----------------------	--

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣による農作物等への被害を防止していくために、引き続き魚沼市鳥獣被害防止対策協議会、魚沼市鳥獣被害対策実施隊、関係機関等が連携を図りながら対策に取り組んでいく必要がある。

【ニホンザル】

- ・ニホンザルの被害防止については、自治会が主体となって放任野菜、誘引果樹の除去及び被害の把握や防止活動等を行うことができるように引き続き啓発活動を実施する。
- ・実施隊員による巡回やはこわな設置を中心に、必要に応じて、ロケット花火又は銃器による追払いを行いながら適正な個体数管理に努める。はこわな設置に関しては、毎年設置箇所を変更するなど効果的な対策を検討する。
- ・湯之谷、板木、干溝地区等を中心としたサル対策については、出没、加害群のサルに発信器を装着し、テレメトリー調査により、個体群の管理と効果的な被害対策を進めるとともに、捕獲し易い方法の検討及び捕獲の強化、従事者の研修を図っていく。

【ツキノワグマ】

- ・クマは出没情報に応じて、実施隊員が対応する。残雪期の予察駆除又は実施隊員による巡回や、はこわな又は銃による捕獲を行う。
- ・飼料用トウモロコシ畑において、電気柵を設置する。また、必要に応じてはこわなを設置し、飼料用トウモロコシの食害及び人的被害防止に努める。
- ・周辺集落に対しては放任野菜、誘引果樹の除去及び、集落周辺の草刈り等を啓発し、ツキノワグマが近寄らない環境作りを促す。

【イノシシ】

- ・生息域拡大や個体数の増加が懸念されるため、随時実施隊員による捕獲を実施する。特に、狩猟期間や冬期間においては、銃器による一斉捕獲の実施など捕獲を強化することで個体数を減少させる。
- ・被害多発地域において電気柵を設置し、適正な中間管理の指導、捕獲檻等の設置を組み合わせることで、被害防止に努める。

【ニホンジカ】

- ・鷹ノ巣地区で被害が報告されているニホンジカについても、今後生息域拡大や個体数増加が懸念されるため、被害防止対策の検討を進めていく必要がある。
- ・市内の他集落においても目撃が増加していることから、今後は出没状況、被害状況の把握に努め、被害防止の対策を検討する。

【タヌキ、ハクビシン】

- ・すいかの被害として、他地域ではカラス等の鳥類による被害が多いと想定されているが、近年、八色すいかのほ場においては小獣類（ハクビシン、タヌキ等）によるとみられる、すいか被害が報告されているため、センサーカメラを設置し実際の獣種を特定しつつ、被害防止対策を進めるため、電気柵、小獣類捕獲用はこわなを組み合わせ、どの程度被害が減少するか技術実証を実施する。

【カラス】

- ・被害が多発する時期、場所において、随時、追払い、捕獲を実施する。
- ・人家近くのほ場など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、必要に応じて、テグス等の設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。

【カワウ】

- ・人家近くの養鯉池など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、必要に応じて、テグス等の設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。
- ・市内にコロニーは確認されていないが、随時巡回を行い、個体が確認された場合は、ビ

ニールテープ張りでコロニーの定着を防ぐ。

- ・河川においては、アユの食害防止を最重要事項とし、行動特性に応じて、時期と場所を決めた追払い、捕獲を実施する。

【アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ】

- ・駆除要請を受けて、随時追払い、捕獲を実施する。人家近くの養鯉池など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・地区からの被害等の情報により実施隊が出動する。必要に応じ予察を実施する。
- ・住民（農林水産業者）等の捕獲依頼や市民生活の安全性確保のため、随時捕獲を実施する。
- ・高齢化により猟友会員が減少しているため、取得経費の一部について支援する制度を広報誌等で広く周知し、新規狩猟免許取得者を確保し、狩猟活動を促進する。（有害鳥獣の担い手緊急確保事業）
- ・新潟県が開催する捕獲技術向上に関する研修会への実施隊員の派遣、市内での研修会の開催を通じて、捕獲従事者の育成に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ	・はこわなによる捕獲 ・テレメトリー調査の実施 ・銃器による捕獲 ・捕獲担い手の確保、育成 ・鳥獣被害防止対策実施隊員の増員
令和2年度	同上	・はこわなによる捕獲 ・テレメトリー調査の実施 ・銃器による捕獲 ・捕獲担い手の確保、育成
令和3年度	同上	・はこわなによる捕獲 ・テレメトリー調査の実施 ・銃器による捕獲 ・捕獲担い手の確保、育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画との整合を図りながら、地域の被害状況、生息状況を勘案した中で状況に応じた捕獲、ツキノワグマについては、必要最小限の捕獲を実施する。

対象鳥獣	直近年捕獲数	捕獲計画数等		
	30年度 (H31.3.1 現在)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
カラス	85羽	300羽	300羽	300羽
カワウ	30羽	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
アオサギ	13羽	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ゴイサギ	0羽	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ダイサギ	0羽	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ニホンザル	3頭	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
イノシシ	7頭	状況に応じて	状況に応じて	30頭程度
ツキノワグマ	6頭	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ノウサギ	87羽	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
タヌキ	3頭	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ハクビシン	2頭	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ニホンジカ	4頭	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ニホンザル	侵入防止柵の必要性、設置等の指導・啓発を要望により検討	同左	同左
ニホンジカ	侵入防止柵の必要性、設置等の指導・啓発を要望により検討	同左	同左
イノシシ	—	—	電気柵 延長：4,000m
ツキノワグマ	電気柵（ほ場柵） 延長：2,850m 面積：57,000㎡	同左	同左
タヌキ ハクビシン	電気柵（ほ場柵）による技術実証 延長：440m	同左	同左

(2) その他の被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、ニホンカモシカ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等による被害防止の啓発 ・鳥獣による被害状況等の把握 ・対策協議や被害防止対策研修会の開催 ・周辺環境の整備（除草等） ・地域に接近する鳥獣に対する威嚇、追払い活動 ・放任野菜、放任果樹の除去の啓発 ・クマ、ハクビシン用の電気柵の設置 ・スイカのほ場における小獣類を誘引する作物残渣の処分方法の検討 ・ニホンジカによる被害状況の確認(必要に応じて侵入防止柵の設置を検討)
令和2年度	同上	同上
令和3年度	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等による被害防止の啓発 ・鳥獣による被害状況等の把握 ・対策協議や被害防止対策研修会の開催 ・周辺環境の整備 ・放任野菜、放任果樹除去の啓発 ・電気柵の設置指導、機能診断 ・設置型被害防除器具の整備

捕獲等の取組内容

《カラス》
繁殖期、田植期、八色すいか栽培期、農作物収穫期を中心に、銃器による追払いや捕獲を実施する。

《カワウ》
時期と場所を選定し、河川に飛来した個体の一斉捕獲を実施する。

《アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ》
状況に応じて銃器による捕獲及び追払いを実施する。

《ニホンザル》
新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ、サルを捕獲しオトナのメスサルに発信器を装着しモニタリングを実施する。

《イノシシ》
随時、くくりわなによる捕獲を実施する。特に、狩猟期間や冬期間においては、銃器による捕獲を強化する。

《ツキノワグマ》
3～4月の予察業務のほか、人的被害の防止を最優先とし、新潟県ツキノワグマ管理計画に基づき、追払い、必要最小限の捕獲を実施する。

《ノウサギ、タヌキ》
2～3月の予察業務を中心に、捕獲計画数による捕獲を実施する。

《ハクビシン》
ハクビシンによるとみられる農作物被害が増えているため、センサーカメラにより行動を監視し、獣種を特定しつつ、はこわなによる捕獲を実施する。

《ニホンジカ》
農作物被害が発生している地区の状況を確認し、状況に応じて捕獲を検討する。

※ はこわなの設置にあたっては対象鳥獣以外の錯誤捕獲に留意する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

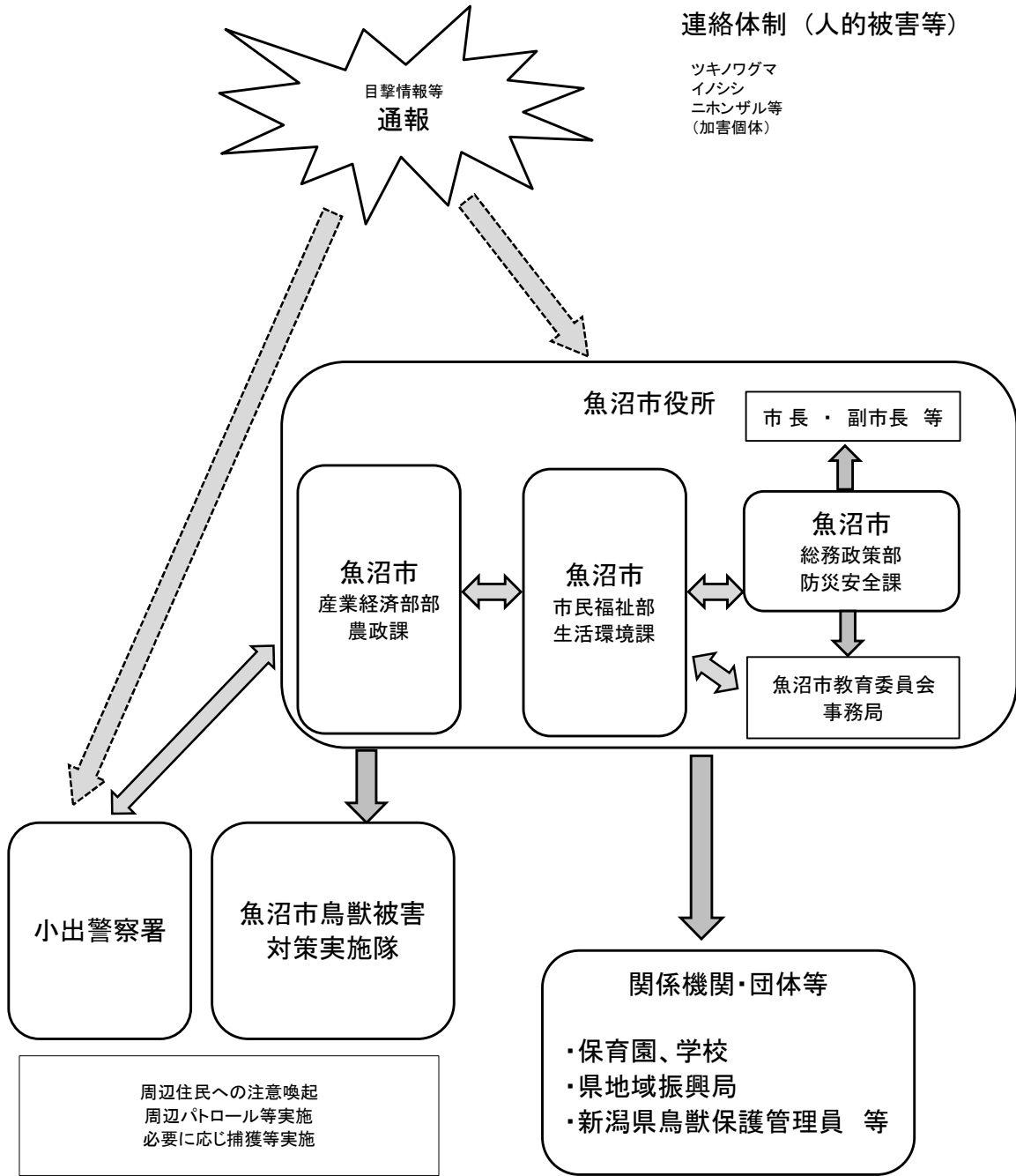
ツキノワグマ及びイノシシについては、はこわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
 今後、イノシシ等の被害が多発するようになった場合においてもライフル銃による捕獲活動を実施し効率的に捕獲する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
魚沼市 市民福祉部生活環境課 産業経済部農政課 総務政策部防災安全課 教育委員会事務局 北部事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び関係機関との連絡、調整 ・ 周辺住民への注意喚起 ・ 児童生徒等の安全確保 ・ 定期的なパトロールの実施 ・ 状況に応じた被害防止対策の実施
新潟県県民生活・環境部環境企画課 魚沼地域振興局 健康福祉部 農業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 被害防除対策への指導、助言、協力
小出警察署 生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身事故防止及び安全確保
魚沼市鳥獣被害対策実施隊 新潟県猟友会北魚沼支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ捕獲、追払い活動等の実施
新潟県鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ被害防止対策への助言、協力

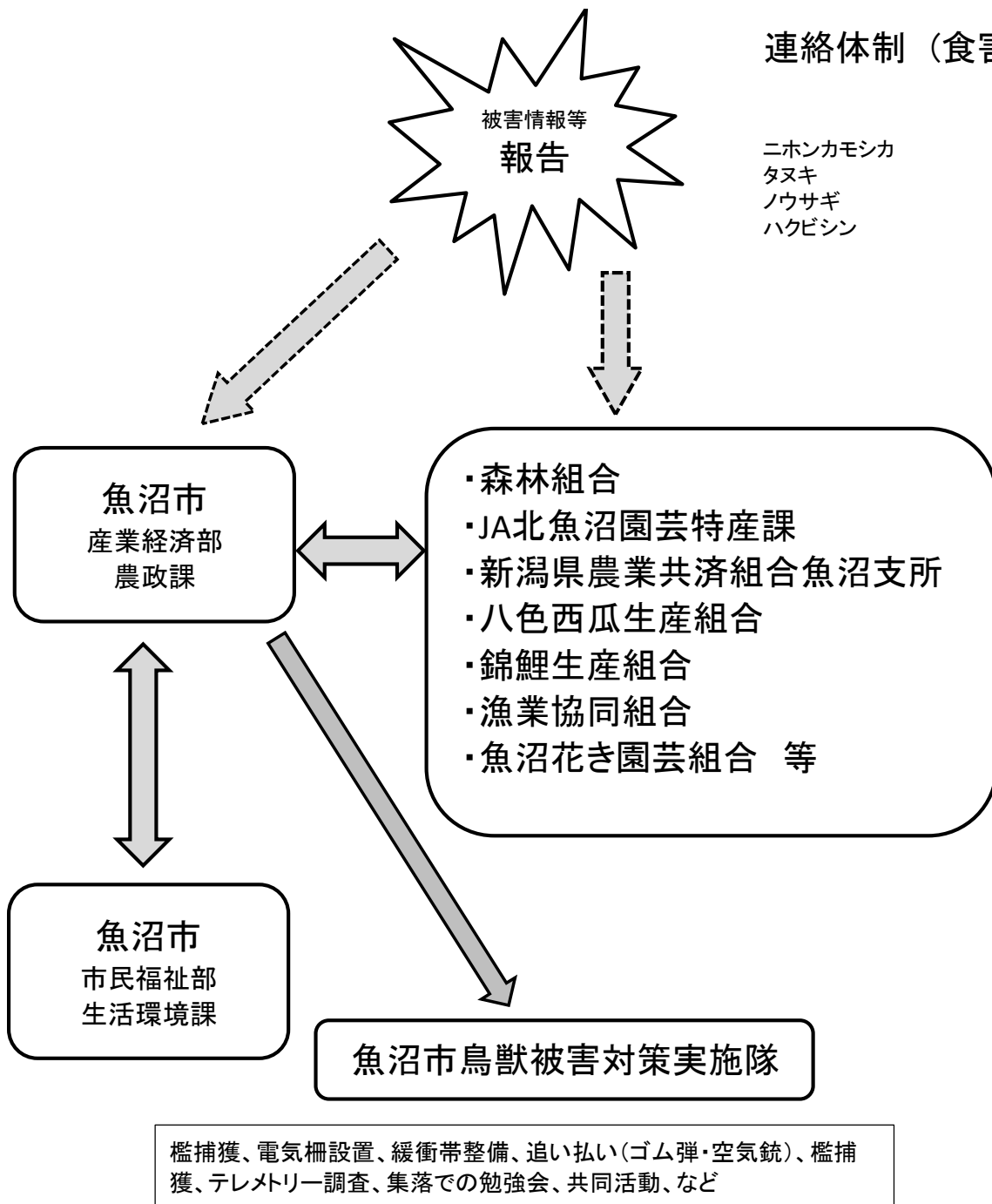
(2) 緊急時の連絡体制



○各部署における関係機関への連絡

担当部署	連絡先
市民福祉部生活環境課	小出警察署、魚沼地域振興局健康福祉部、新潟県鳥獣保護管理員
産業経済部農政課	魚沼市鳥獣被害対策実施隊、魚沼地域振興局農業振興部
教育委員会事務局	保育園、小中学校

連絡体制（食害等）



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	魚沼市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
魚沼市	協議会の連絡、調整、総括
小出警察署	人身事故防止と安全確保
北魚沼農業協同組合	農林水産物等の被害の情報収集および被害防止対策の普及啓発
魚沼漁業協同組合	
魚沼市錦鯉生産組合	
魚沼市森林組合	
新潟県農業共済組合魚沼支所	
新潟県猟友会 北魚沼支部	有害鳥獣の捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
魚沼地域振興局 農業振興部	農林水産業の被害状況の把握や情報提供、被害防止対策の指導
魚沼地域振興局 健康福祉部	
南魚沼地域振興局 農林振興部(林業)	
新潟県教育庁文化行政課	カモシカ保護管理に関する指導
農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	地域ぐるみ対策に関する指導
防護柵・捕獲機材等業者	設置方法や維持管理に関する指導
NPO法人魚沼交流ネットワーク	緩衝帯整備に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農林漁業団体、新潟県猟友会魚沼支部の協力のもと、平成26年4月に設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・広報、各種研修会等を通じて、農家及び地域住民へ被害防除や農地・集落周辺の管理等に主体的に取り組むよう意識の高揚を図っていく。
- ・農作物の被害状況、鳥獣の出没状況、防除効果等の情報提供は、協議会と関係機関等が連携し、地域が一体となった有効な被害防止対策を実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場での埋設、焼却施設における処分、業者委託による処分を行う。
- ・錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに関係機関と連絡調整を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

狩猟免許の取得者を支援するなど、被害防止対策に係る人材の育成に取り組むとともに、鳥獣被害対策実施隊の活動の成果を猟友会員の活動時に役立て、実施隊員の育成を図る。